

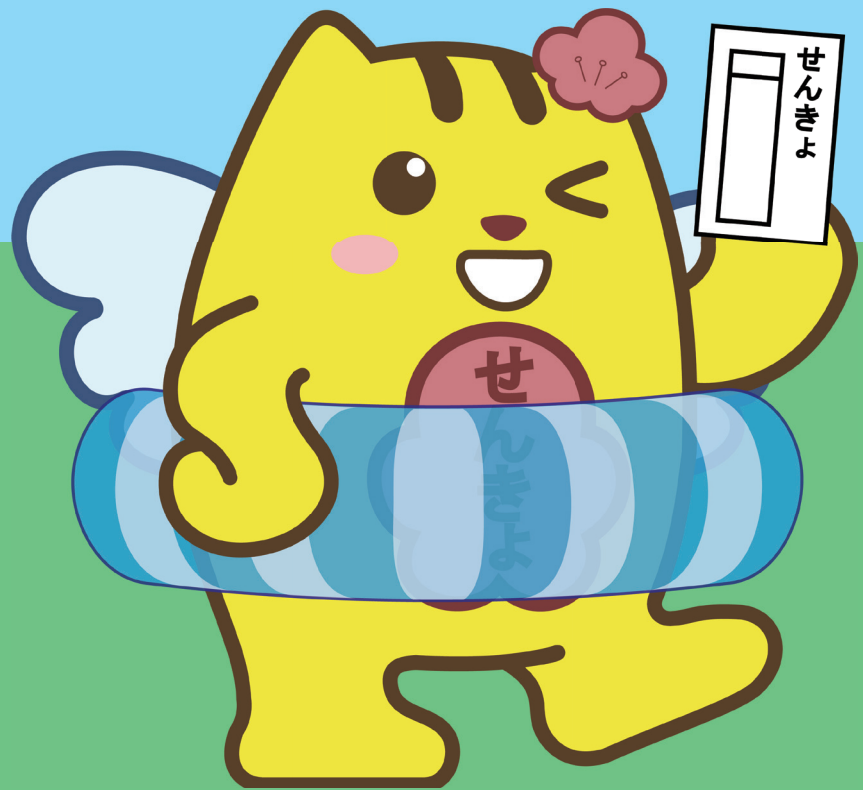
5月1日現在（前月との比較）		
世帯数	63,676世帯	(129世帯増)
人口	132,589人	(4人減)
(男)	66,614人	(4人増)
(女)	65,975人	(8人減)

# 東京都知事選挙

## 投票日 7月5日(日)

## 投票時間 午前7時～午後8時

問い合わせ  
市選挙管理委員会 ☎22-1111



7月5日は東京都知事選挙の投票日です。

これからの4年間、都政を担う人を選ぶ大切な選挙です。より一層住みよいまちにするために、投票しましょう。

### 投票できる方

平成14(2002)年7月6日以前に生まれ、今年3月17日以前から住民基本台帳に登録されている方(選挙人名簿に登録されている方)です。

### 転居のときは元の住所地の投票所で

6月11日以降に青梅市内で住所を移した方は、元の住所地の投票所で投票していただくこととなりますのでご注意ください。

### 市内に転入した方は

3月18日以降に都内の市区町村から青梅市に転入した方で、前の住所地の選挙人名簿に登録されている方は前住所地で投票できます。この場合、投票は7月5日の投票日に前住所地で投票していただくか、前住所地の選挙管理委員会まで日前投票をしていただくか、または青梅市の選挙管理委員会まで不在者投票をしていただくこととなります。いずれの場合も①青梅市長が発行する「住民票の写し」(選挙用は無料)の提示、または②選挙管理委員会による確認が必要となります。

①を持参すると確認に要する時間を省略できます。

### 入場整理券は忘れずに

投票所の入場整理券は、今回の選挙に投票できる方へ郵送でお届けします。投票日当日は、入場整理券に記入されている投票所へお持ちください。

### こんな投票は無効

☆候補者でない人の氏名を書いたもの  
☆2人以上の候補者の氏名を書いたもの  
☆候補者氏名のほか、他のことを書いたもの  
☆自分で書かないもの(ゴム印で押印したもの等)  
☆正式の投票用紙を用いないもの(メモや付せんを貼ったもの等)

### 目が不自由な方は

投票所には、目が不自由な方が点字で投票できるように点字盤が備え付けてあります。投票所でお申し出ください。

### 字が書けない方は

字を書くことが困難な方は、決められた手続きに従って投票補助者が代筆しますので、投票所でお申し出ください。

### 選挙公報の配布

7月3日(金)までに各家庭にお届けします。また、2面掲載の選挙公報補完場所にも設置します。

### からだの不自由な方へ

#### 郵便等投票制度

権を有する者に限り、投票に関する記載をしてもらうことができます。

#### 郵便等投票制度

郵便等投票は、重度の障害等がある方が郵便等で投票できる制度です。郵便等投票ができる方は、表1のとおりです。※投票用紙に候補者名を自分で書ける方に限ります。

#### 代理記載投票制度

郵便等投票ができる方のうち、表2に該当し、みずから投票の記載をすることができない方は、あらかじめ市選挙管理委員会へ届け出た者(選挙

#### 郵便等で投票するには、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けるなど、事務手続きに時間がかかります。

この制度の対象と思われる方で、新たに郵便等での投票を希望する方は、至急、市選挙管理委員会へご連絡ください。

表1 郵便等投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級か3級
	免疫機能、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載投票ができる方

障害等の区分	障害等の部位・程度	
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

